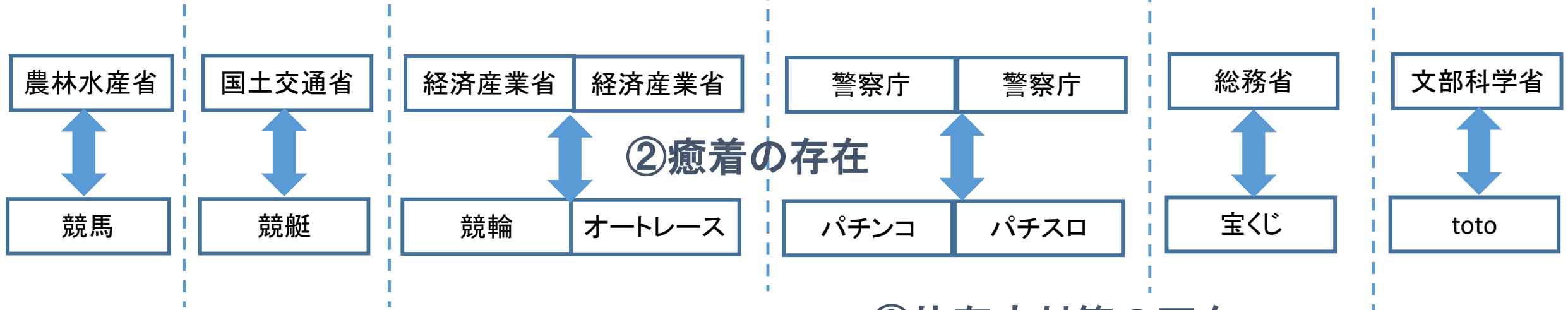


これまでのギャンブル行政の問題点

①各省ごとにバラバラな運用

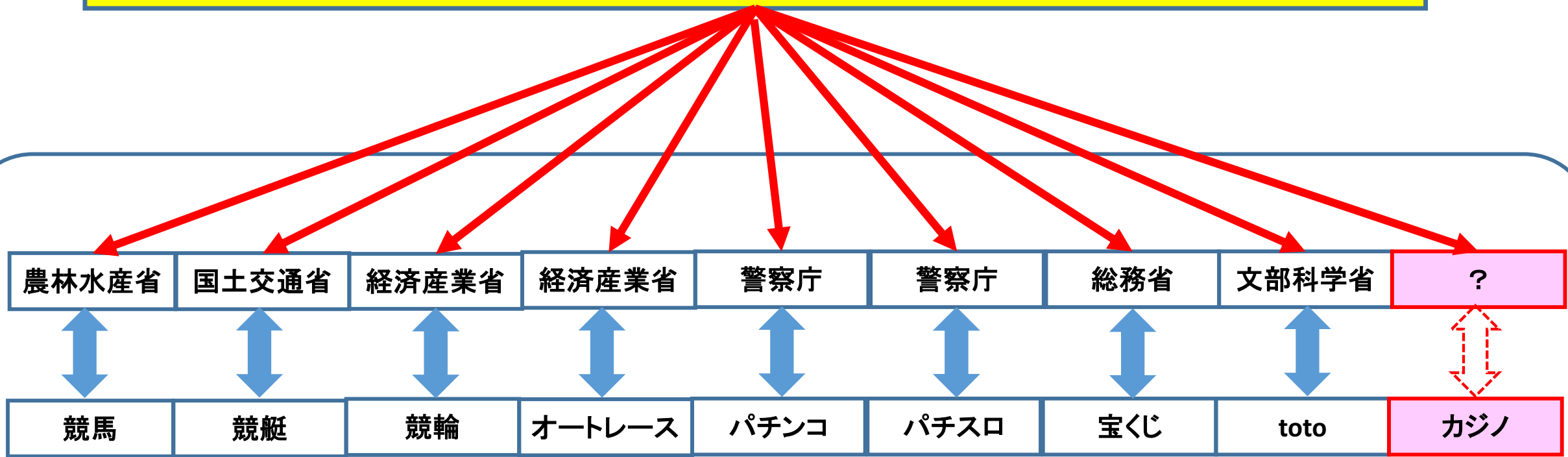


③依存症対策の不在

- ①各省庁ごとにバラバラにギャンブルが所管されており、ギャンブル行政としての統一的な運用がない
- ②ギャンブルの規制と振興が一体になっているため、天下りや納付金制度を通じた癒着が存在しており、事実上業界に不利になる厳しい処分は取れない(ex. パチンコ不正改造問題)
- ③「ギャンブル依存症」という観点が全くなく、依存症に対する予防教育や回復支援に関する政策がまったく手当されていない

あるべきギャンブル行政の姿

各省庁の管轄を超えて①独立的にギャンブル行政を監督し、
②依存症対策を推進する機関(新設)



ギャンブル行政としての統一的な運用

必要なギャンブル依存症対策

- 予防教育
- 啓発活動
- 研究助成
- 回復施設支援
- 社会復帰支援
- 入場制限
- 実態調査
- 支援者人材育成
- 相談機関の充実
- 虐待・貧困対策
- 自殺防止
- 広告の制限 等

対策費は既存ギャンブル・遊技・宝くじを含めたギャンブル産業から拠出